

## 新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための 具体的な指針について（案）

平成24年5月25日  
中央環境審議会

循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）を見直すにあたり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条第7項において準用する同条第3項の規定に基づく、「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」について、以下のとおり示す。

### 記

- 1 循環型社会形成推進基本法第16条第1項の規定に基づき、第4次環境基本計画第2部第1章第6節「物質循環の確保と循環型社会構築のための取組」の内容を基本とすること。
- 2 特に、循環の質に着目した取組等として示された、資源確保の観点の強化、低炭素社会、自然共生社会との統合的取組、循環分野における環境産業の確立、安全・安心の観点からの取組の強化、地域循環圏の形成、国際的取組の推進について、検討を進めること。
- 3 限りある天然資源の消費を抑制し、より効率的な資源利用を図る観点から、物質フロー指標の質的改善を図ること。
- 4 中央環境審議会において過去4回実施した点検結果を十分に踏まえること。
- 5 東日本大震災の経験を十分に踏まえること。また、国会における循環型社会形成推進基本法の改正の状況を見つつ、放射性物質によって汚染された廃棄物の取扱いを検討すること。

## 循環型社会形成推進基本法（平成十二年六月二日法律第百十号）

（循環型社会形成推進基本計画の策定等）

第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針

二 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 中央環境審議会は、平成十四年四月一日までに循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。

4 環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聴いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めなければならない。

5 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成しようとするときは、資源の有効な利用の確保に係る事務を所掌する大臣と協議するものとする。

6 環境大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、循環型社会形成推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「平成十四年四月一日までに」とあるのは「あらかじめ、」と、第四項中「平成十五年十月一日までに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

（循環型社会形成推進基本計画と国の他の計画との関係）

第十六条 循環型社会形成推進基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。

2 環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とするものとする。

## 環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）（抄）

### 第2部第1章第6節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

#### 1. 取組状況と課題

##### (1) 総論

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害に結び付く側面を有している。さらには、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊などにも密接に関係しており、地球規模での環境問題の深刻化につながっている。

このため、我が国においては、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法（以下、「循環基本法」という。）及び同法の規定により平成20年に策定された第二次循環型社会形成推進基本計画に基づき、社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負荷をできる限り少なくする社会である循環型社会の形成に向けた取組が進められている。

循環型社会の形成の進捗状況を見ると、3Rの取組の進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備、国民の意識の向上等により、我が国経済社会におけるものの流れ（物質フロー）に係る指標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）は、目標に向けて順調に推移している。

しかしながら、今後、世界全体で資源制約が強まると予想される中、土石系以外の資源生産性が上がっておらず、質の面での取組は不十分となっている。

また、最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で18.7年分（平成21年度）、産業廃棄物で10.6年分（平成20年度）であり、引き続きひっ迫状況が続いている。

循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標については、1人1日当たりのごみ排出量など目標を達成した指標もあるが、再使用可能な容器の購入、再生原料で作られた製品の購入などは10%台の実施率に留まるなどライフスタイルの変革に向けた具体的な3R行動については不十分な取組もある。

##### (2) 循環資源の利用

循環資源の利用について、元の製品より低位な製品としてリサイクルされる場合があるなど必ずしも天然資源投入量の減少につながっておらず、リサイクル費用も低減していない。消費者の側からは、分別した循環資源がどのように活用されているのか不透明なのが現状である。

また、東日本大震災を契機とする電力需給のひっ迫を受けて、バイオマス系循環資源等の燃料への再資源化や廃棄物発電等の重要性が高まっている。

資源を含む小型家電等の使用済製品から、ベースメタル、貴金属、レアメタル等の有用金属の回収が徹底されていない。

さらに、国際的な有害物質の規制動向を踏まえた循環資源の利用が課題となっている。

### ( 3 ) 国際的な取組

開発途上国においては、人口の増加や経済成長を背景に資源需要と廃棄物排出量が増加しており、電気電子機器廃棄物や船舶などに含まれる有害物質による環境・健康への悪影響も懸念されている。また、廃棄物等の国際的な移動が増加しており、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保する必要性が高まっている。

アジアの開発途上国における循環型社会の形成については、我が国の提唱で設立されたアジア 3 R 推進フォーラムにおいて、シンガポールフォーラム提言が採択されるなど合意形成が進んでおり今後とも、我が国がイニシアティブを発揮し、3 R を含む持続可能な消費と生産に関する取組を推進していくことが、ますます重要となっている。

### ( 4 ) 安全・安心の確保

東日本大震災において大量の災害廃棄物が発生したことから、その処理を迅速に行うことが大きな課題となっている。また、原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっている。

これらを踏まえ、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施できる体制を整備するなど安全・安心の取組を強化する必要がある。

## 2 . 中長期的な目標

- ( 1 ) 廃棄物等について、発生抑制、適正な循環利用の促進、循環利用が行われない場合の適正な処分が確保されることで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。
- ( 2 ) 今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された循環の流れを構築することがより重要となっていることを踏まえ、これまでの取組で進展した循環の量に着目した循環型社会の構築のみならず、資源確保や安全・安心の確保等の循環の質に着目した取組を進め、資源を大事に使う持続可能な循環型社会の構築を目指す。
- ( 3 ) 循環型社会の形成のみならず、地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域の実情に根ざし、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す。

## 3 . 施策の基本的方向

### ( 1 ) 基本的方向性

廃棄物等の発生抑制と廃棄物の適正な処理を確保するとともに、特に循環の質に着目し、以下の取組を進める。

- A . 廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、そこから有用な資源を回収し、その有効活用を図ることとし、資源確保の観点強化する。
- B . 循環型社会の形成に向けた取組が低炭素社会、自然共生社会の取組にも資するものとなるよう、これらの社会づくりとの統合的取組を進める。
- C . 市場における循環が適切に行われるよう、循環分野における環境産業（廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を積極的に循環利用する循環型社会づくりに関係する環境産業）の確立や、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベ

ーションの実現を目指す。

D. 循環利用時・処分時に生じる有害物質の適正な処理や災害に強い廃棄物処理体制の構築などの安全・安心の観点からの取組を強化する。

一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、それぞれの地域の経済・文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める（地域循環圏の形成）。

廃棄物等については、循環基本法で定められている優先順位（発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分）に従い、対策を進める。ただし、同法に定めたとおり、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位によらず、より適切な方法を選択するものとする。

## （２）各主体の役割

国が果たすべき役割、その他の主体に期待される役割は以下のとおりである。

### 国

国は、循環型社会形成推進基本計画の見直しを行うとともに、他の関係主体とのパートナーシップの育成を図るとともに、以下の重点的取組を中心に、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進める。

その際には、各府省間の連携を十分に確保しながら、政府一体となって、環境基本法、循環基本法に即して、各種法制度の適切な運用や事業の効果的・効率的な実施を推進する。

### 地方公共団体

地方公共団体は、地域循環圏の形成など地域における循環型社会の形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められる。

特に、都道府県は広域的な観点から管下の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められる。

### 国民

国民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向け、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められる。

### NPO

NPO は、自ら循環型社会の形成に資する活動や先進的な取組を行うことに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが求められる。

### 大学等の学術・研究機関

大学等の学術・研究機関は、学術的・専門的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが求められる。

### 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの持続的発展に不可欠な「社会的責任」を果たし、とりわけ、法令遵守を徹底し、不法投棄等の不要な社会コストの発生を防止することが求められる。

また、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などを、透明性を高めつつ、より一層推進することが求められる。

### (3) 重点的取組事項

(2)における役割を果たすため、国は以下のことに取り組む。

#### 「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化

A. 排出者責任・拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図る。

B. 貴重な資源を含む小型家電等の使用済製品から、ベースメタル、貴金属、レアメタル等の有用金属の回収を推進するための新たなリサイクル・システムの構築を目指す。

また、自動車や超硬工具等のレアメタル等を多く含む主要製品全般を横断的に対象として、レアメタル等のリサイクルに係る最適な対応策を幅広く検討する。

C. リサイクルの質を向上させ、水平リサイクルのような高度なリサイクルを定着させることを目指し、

a. 循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携の促進

b. 高付加価値化、リサイクル費用の低減に向けた技術の開発・普及

c. その他制度面での検討も含めた、リサイクルに資する各種施策の推進を行う。

この際、資源の重要性を踏まえつつ、リサイクルを行うことで、かえって必要なエネルギー量の大幅な増加などの環境負荷を招かないよう、LCAの観点重視する。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの低減を図るための取組の検討を進める。

D. Aの観点から、個別リサイクル法について必要な見直しを行う。また、現在、個別リサイクル法の対象外となっているものを含めて、循環資源について、実態把握を行った上で、更なる活用を図る。

さらに、循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。

#### 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組

A. 3Rの取組が進めば、廃棄物の焼却量や埋立量が減少し、廃棄物部門由来の温室効果ガスの排出量もこれにより減少する。

このことを十分踏まえ、低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る。

また、バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や廃棄物発電等への活

用を進め、化石燃料由来の温室効果ガスの排出を抑制する。

- B. 化石系資源や鉱物資源の投入量の抑制は、資源採取に伴う生物の生息・生育環境の損失の防止につながる。また、自然界での再生可能なバイオマス系循環資源を活用することで、農地・森林の保全や里地里山固有の生態系の保全が図られる。

このことを十分踏まえ、化石系資源や鉱物資源の効率的な使用や持続可能な農林漁業の推進を行うとともに、農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源等の未利用資源の利用を促進する。

## 2 R を重視したライフスタイルの変革

- A. リサイクルより優先順位の高い2 R (リデュース (発生抑制)・リユース (再使用)) の取組がより進む社会システムの構築を目指す。

このため、以下の取組を実施する。

- a. 国民・事業者が行うべき具体的な2 R の取組を制度的に位置付けることを検討する。
- b. リサイクルも含めて、個々の消費者・事業者が実際に取り組むことができる3 R 行動とその効果を分かりやすくまとめ、きめ細やかに情報提供する (3 R 行動効果の見える化)
- c. リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係るビジネスの市場につながるような環境を整備する。

この際、持続的に消費者の行動を促すことができるよう、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方について検討する。

- B. 2 R の取組を進めるためには、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の軽量化、リターナブル容器の利用、長期間使用することのできる製品の開発等の川上の事業者の積極的取組が必要となる。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を進める。

## 地域循環圏の形成

各都市・各農村において、廃棄物として処分され、又は未利用のままになっているバイオマス系循環資源等を収集し、地域内で循環利用することができれば、循環型社会の形成に資するのみではなく、地域振興、地域経済の活性化等を図ることができる。

このため、循環資源の種類によって、循環させることが適当な範囲が異なってくることを十分踏まえつつ、地方公共団体等の各主体が連携・協働して形成する最適な規模の地域循環圏を構築できるよう、地域循環圏の概念の高度化や更なる発展のための戦略的な計画を策定することを検討する。

## □ 循環分野における環境産業の育成

- A. 廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、有用な資源を回収し、それを積極的に循環利用する循環分野における環境産業の確立を目指す。また、循環型社会の形成を通じて、環境配慮を通じた成長の達成やグリーン・イノベーションの実現に向けた取組を推進する。

そのためには、個々の廃棄物処理事業者の企業努力に加えて、水平リサイクルのような高度なリサイクルが社会的に評価され、持続可能性を持って社会に

定着することが必要となる。

他方で、リサイクルを推進することで、廃棄物が不法に運搬・処理されるような事態とならないよう留意する必要がある。

これらを十分踏まえ、 に規定する取組を進める。

B．産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行うような事業者が淘汰されるような環境整備を図るため、優良産廃処理業者認定制度の普及や優良事例の情報発信を強化する。

また、排出事業者、処理業者の情報管理の合理化を図るため、電子マニフェスト等の情報技術の一層の活用を図る。

C．我が国の高い3 R 技術を地球規模の循環型社会の構築にいかすとともに、我が国の産業の発展、ひいては経済成長に貢献するため、循環分野における環境産業の海外展開を支援する。

### 安全・安心の観点からの取組の強化

A．循環型社会の形成を図る上では、有害物質を含む循環資源について、環境・健康に悪影響を及ぼさないよう、適正に処分又は循環利用を行うことが必要不可欠であることから、アスベスト、PCB、鉛等の有害物質について、最新の科学的知見に基づき、適正処理を図る。

B．大規模災害時でも円滑に廃棄物の処理を行うことができるよう、平素から、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、仮置場の確保、災害に耐え得る浄化槽の設置推進等を行う。

C．リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクルを推進する。

D．廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。

E．廃棄物の適正な処分の確保を図るとともに、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況等の把握に資するため、産業廃棄物の移動や処理の状況を電子的に把握できる電子マニフェストの普及を促進する。

### 国際的な取組の推進

A．開発途上国においては、有用金属の他、鉛などの有害物質が含まれる電気電子機器廃棄物やこれが混ざったスクラップ、プラスチック等の不適正処理による環境及び健康への悪影響の懸念が高まっている。他方で、これらの循環資源は貴重な国内資源であり、これを国内で循環利用すれば、新たな天然資源の投入の抑制にもつながる。

上記を踏まえ、開発途上国の旺盛な資源需要を背景に輸出が増加している循環資源について、国内での利用の促進を図る。

このため、リユースの普及や水平リサイクル等の高付加価値化・低コスト化に向けた技術開発、普及支援、人材育成などの必要な環境整備を行う。



B. 現在、国内で住民が分別排出した循環資源が持ち去られる事例（違法な不用品業者により回収される事例を含む。）が増加しており、特に電気電子機器廃棄物については、持ち去られた後、海外に不適正に輸出されたり、国内で不法投棄されたりしているものもあると考えられる。このため、適正な資源循環を確保する観点から、廃棄物処理法の厳格な運用などにより、資源の持ち去り対策を強化する。

C. 我が国は世界的に見て高水準の資源回収技術を有することから、途上国では適正な処理が困難であるが我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。

D. 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、我が国から輸出される有害廃棄物等の不正輸出を防止するための水際対策を強化する。

E. 我が国との経済的なつながりの深い東アジア各国においても循環型社会が構築されるよう、アジア3R推進フォーラムにおいて、3R推進に関する合意形成を図る。

また、東アジア各国の廃棄物・リサイクル技術の改善に向け、人材育成、法制度の整備等の支援や学術・研究面での交流を進める。

F. 地球規模の持続可能な資源管理、有害廃棄物等の適正な管理への貢献を図るため、UNEP、OECD、バーゼル条約の取組等を支援するとともに、それらの国際的枠組の中に我が国の最新の知見・取組を反映させる。

#### 4. 取組推進に向けた指標及び具体的な目標

(1) 引き続き、第二次循環型社会形成推進基本計画において定めている以下の物質フロー指標の目標達成に向けた取組を進める。

また、この目標については、今後、世界全体で資源制約が強まると予想される中、土石系以外の資源生産性が上がっておらず、最終処分場も引き続きひっ迫状況が続いていることを踏まえ、次期循環型社会形成推進基本計画の中で、必要な見直しを行う。その際、環境保全の観点に加え、実現可能性や技術的及び経済的な可能性にも配慮する。

	平成12年度	平成21年度	平成27年度 (目標)
資源生産性(万円/トン)	26.3	40.3	42
循環利用率(%)	10.0	14.9	14~15
最終処分量(百万トン)	56	19	23

(2) 特に、限りある天然資源の消費を抑制し、より効率的な資源利用を図る観点から、次期循環型社会形成推進基本計画の中で、物質フロー指標の質的改善を図る。

(3) 第二次循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標について、特に、再使用可能な容器の購入、再生原料で作られた製品の購入など進捗率が低いものを中心に、目標達成に向けた取組を進める。

(第二次循環型社会形成推進基本計画で定めている主な取組指標)

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量
- ・ 1人1日当たりに家庭から排出されるごみの量
- ・ 事業系ごみの総量

## 過去 4 回の点検結果の概要について

### 第 1 回 ( 平成20年度 )

物質フロー指標に関する目標に係る進捗状況については、資源生産性、循環利用率、最終処分量のいずれも、目標に向けた着実な進展がみられますが、さらに目標に向けて取組を強化する必要があります。また、目標を設定する補助指標や推移をモニターする指標の分析を進め、対策に役立てる必要があります。

国際経済や資源価格の変動が循環資源の動向に対して与える影響の把握や、地球温暖化対策等他の環境分野からの新たな要請などに応えるため、循環型社会形成について、幅広く正確な情報を迅速に把握できるよう、統計情報の点検・整備と情報の収集体制の強化及び既存の統計の速報化を図る必要があります。

また、得られたデータ等についての的確な分析を進め、一時的な国際市況の変動も考慮に入れて安定した国内循環システムの体制を整えるなど、施策に反映させる必要があります。

リデュース・リユースの推進に向けた取組状況については、高い水準にある国民のごみ問題への関心や 3R に対する意識を具体的な行動に結びつけるための仕組み、飲料容器等のリユースを推進するための事業者も参加した社会的な条件整備を一層進める必要があります。

循環型社会、低炭素社会、自然共生社会に向けた取組が十分に相乗効果を発揮するよう、政策間の連携が重要です。具体的には、間伐材などの木材資源の積極的な活用といったバイオマス利用や、廃棄物エネルギー利用などについて重点的に取り組むことや枯渇性資源の効率的な利用、使用量増大の抑制など、より広い範囲で施策連携を深めることが挙げられます。

循環型社会を具体化するために、地域住民による現状把握や発意を重視しつつ、地方公共団体が自ら取り組むとともにコーディネーターとなり、地域活性化の観点も視野に入れて、地域循環圏を踏まえた取組を進めることが重要です。また、先進・優良事例については、全国さらには世界への展開を目指して情報発信等を進めることが重要です。さらに、国が循環資源別の適切な情報を提供することが重要です。

循環型社会ビジネスの振興に関しては、リデュース・リユースに関するビジネス支

援を進めるとともに、循環型社会ビジネスの市場がより拡大するよう、信頼性の確保を図りつつ、環境ラベルやグリーン製品・サービスに関する情報を、一般市民にも分かるよう適切に提供することが重要です。

循環資源に含有されるレアメタルなどの有用資源については、適正かつ戦略的に利用できるよう、使用済小型家電等からのレアメタル回収及び適正処理に関する方策の検討、イベント等での回収の呼びかけ等、消費者との連携を強化しつつ回収体制の充実を図ることや、製造段階における環境配慮設計を推進することが重要です。

国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、「アジア3R推進フォーラム」(2009年半ば目途開催予定)をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、各国における3R政策の戦略的・計画的な推進を支援し、3R施策の優先順位を高め、科学的知見・経験の交流、対策能力向上、コベネフィットの追求、不法輸出入防止などの分野での協力を進め、我が国がリーダーシップを発揮していく必要があります。

## 第2回(平成21年度)

循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでの循環型社会づくりの前提となってきたシステムに大きな変化が生じている可能性や2020年(平成32年)までに1990年(平成2年)比で温室効果ガスを25%削減するという目標などを踏まえ、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討を進めること。

2020年(平成32年)までに温室効果ガスを25%削減するという目標や平成22年10月に開催される「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)を踏まえ、低炭素社会、自然共生社会の取組と連携して取組を進めること。まずは、相乗効果を考慮しつつ、3Rの取組を引き続き進めること。また、再使用または再生利用できない場合にあっては廃棄物発電を含む熱回収の取組を進めること。加えて、エネルギー消費の少ない3R・廃棄物処理システムの確立に向けて技術開発等を推進すること。バイオマスの利活用については、低炭素社会、自然共生社会に対しても有効な取組であることから引き続きその利活用を徹底するとともに、自然共生社会の取組については、バイオマス以外の分野にも取組を進めていくこと。

地域循環圏の形成の推進に当たっては、地域循環圏のための地域計画の策定を引き続き進めつつ各地域で様々な主体により行われている地域循環圏づくりのための様々

な取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して地域循環圏を構築し、地域活性化に発展するように支援を行うこと。

環境と経済の好循環を生み出していくため、廃棄物を資源として徹底的に活用し、また、循環型ライフスタイルの定着を図る循環型社会ビジネスの一層の活性化や廃棄物の発生抑制等に取り組み、循環型社会ビジネスの振興を通じた3R等循環型社会づくりの戦略的高度化を図ること。

また、その前提となる廃棄物の適正処理を進めること

### 第3回（平成22年度）

土石系資源投入量を除いた資源生産性や化石性資源に関する資源生産性については改善が見られないことから、物質の「量」に着目した取組はもちろんのこと、土石系以外の資源生産性の向上など「質」の面にも着目して循環型社会が構築するよう検討を行うこと。

国民に分かりやすく情報提供を行いながら3Rの取組を進め、再使用、再生利用できない場合にはできるだけ効率的な形で廃棄物発電等の熱回収の取組を進め、また、バイオマスの利活用の徹底を図るなど、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合的取組を進めること。

循環利用先の限界や社会のすう勢等を考慮し、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿及び必要な政策の方向性の検討を進めること。併せて、達成に必要な条件や評価のための指標の検討を進めること。

発生抑制、再使用や循環資源を活用した製品の利用促進に係る施策については、さらに取り組み、効果の見える化や国民が取り組みやすい仕組みの構築等を進めること。

地域循環圏の構築については、地方公共団体、事業者、NPO/NGO、住民等の関係者のパートナーシップの構築を図り、モデル的な事業や先進事例の結果も踏まえつつ、適切な支援のあり方等、地域循環圏の高度化や更なる発展のための戦略的な方針を検討すること。

循環型社会づくりを通じて、環境と成長の両立、グリーン・イノベーションによる、「元気な日本」復活につなげること。日系静脈産業メジャーの育成とその海外展開支援、国内静脈産業ビジネスの基盤強化など世界に通用する静脈産業の育成、支援を行うなど、景気変動に左右されない強い循環型社会ビジネスを育成すること。

アジア3R推進フォーラムやCSD及び二国間協力等の枠組み等を活用しながら、アジア、さらには世界の循環型社会の構築を進めていくこと。

## 第4回（平成23年度）

貴重な資源を含む小型家電等の使用済製品から、ベースメタル、貴金属、レアメタル等の有用金属の回収を推進するための新たなリサイクル・システムの構築を目指すこと。

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクルのような高度なリサイクルを定着させることを目指し、技術開発等の取組を進めること。

我が国の高い3R技術を地球規模の循環型社会の構築に活かすとともに、我が国の産業・経済に貢献するため、循環分野における環境産業の海外展開を支援すること。

循環型社会の形成に向けた取組が低炭素社会・自然共生社会の形成に向けた取組にも資するものとなるよう、バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や廃棄物発電等への活用などこれらの社会との統合的取組を進めること。

東日本大震災で生じた廃棄物の中間処理・最終処分について、放射性物質に汚染されたものの安全な処理を確保した上で、できるだけ早期に完了させること。

大規模災害時でも円滑に廃棄物の処理を行うことができるよう、平素から、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、仮置場の確保、災害に耐えうる浄化槽の設置推進等を行うこと。

これまでの部会で各委員からいただいた  
次期循環計画策定に関連する御意見  
(第4次環境基本計画に明記されたものは除く。)

## 1 全体像

### 【武内部会長】

次期循環計画では、ただ単に3Rだけではなく、大きく産業構造に踏み込んだ議論が必要。

### 【細田委員】

震災を受けてどういう社会をどうつくっていくのか。循環資源などの新しい社会づくりで逆に経済を引っ張ろうという視点を入れてほしい。

### 【進藤委員】

循環が成り立っている状況が、将来安定して続くとは限らないことから、循環型社会を考えるにあたっては、震災の復旧・復興や産業の空洞化の回避等に向けた、経済活動(経済成長)との整合性を考えることが必要。

### 【吉川委員】

これ以上の最終処分量の削減は限界に近いとする業種も多いことを考慮すべき。計画の見直しは、震災からの復旧・復興により発生する廃棄物の処理の進捗状況を十分勘案しながら行うべき。

## 2 循環資源

### 【進藤委員】

高度なリサイクルを推進するには、製造業の強みである、産業間連携によるリサイクルを促進することが極めて効果的であり、利用技術の開発や適正な管理下での利用を促進するための法律や制度の見直しが必要である。

### 【仙洞田委員】

従来以上にリサイクルを加速させるための規制緩和の推進を盛り込むべき。

### 3 低炭素社会、自然共生社会との統合的取組

#### 【進藤委員】

資源循環と低炭素化の融合は重要な視点である。その実現のためにもリサイクルのみならず、温暖化対策にも資する、より効率の高いリサイクル手法を率先して実施すべきである。

#### 【古市委員】

バイオマスの利活用をベースにして、3つの社会が重複する統合的取組を実施していくべき。

### 4 ライフスタイル

#### 【崎田委員】

特に、リデュース・リユースの取組を実現するライフスタイルの具体化を考える必要。

### 5 廃棄物処理

#### 【進藤委員】

処分場の不足は、最終処分費用の増加につながるとともに、「良貨が悪貨を駆逐する」ことを目指してきた廃棄物処理の構造改革が結果として「安かろう悪かろうの処理」に逆行することが懸念される。従って、民間及び公共関与の処分場の確保に早期に取り組むことが重要である。

PCB等の有害物や処理困難物については、社会コストの低減に向けて、国内での対策のみならず、より優れた技術を有する海外諸国での処理も検討する余地があるのではないかと。

#### 【古市委員】

小規模処分場などの既存の最終処分場の再生を図るべきではないか。また、処分場で資源を保管するという観点も必要ではないか。

一般廃棄物と産業廃棄物を併せたりサイクルシステムの構築を検討すべき。



災害時の緊急エネルギー供給システムとして、災害廃棄物を地域の発電に活用することを検討できないか。

## 6 国際循環

### 【浅野委員】

輸出された循環資源は、現地で廃棄物となる可能性がある。バーゼルで規制される有害廃棄物以外のものの輸出ルールについて、制度的な検討が不十分なのではないか。

### 【進藤委員】

日本国が得意とする優れたリサイクル技術を海外に広め、さらには処理における国際分業も視野に入れつつ、循環利用技術の海外への普及に貢献していくことが重要である。

### 【吉川委員】

生産工程で発生する副産物については、国内での有効利用先の確保が困難になっていることから、廃掃法の運用を改善するなどし、国際循環も視野に入れるべき。

## 7 物質フロー指標に関する目標

### 【進藤委員】

国内でのリサイクルが将来的に一層困難になることが想定される中、現在の目標の上積みや、新たな目標の設定に関しては、実態をしっかりと解析し、目標を達成する手段やその実現可能性等を十分に考慮した上で、導入可否を検討すべき。

また、目標の設定に際しては、経済合理性の視点から、利用技術や処理技術を積み上げる、いわゆるボトムアップ型の目標設定が重要。

### 【福島委員】

資源生産性は、付加価値額が様々な要因（経済情勢等）により変化するため、個々の産業・企業の3Rの取組を反映できないケースが想定される。よって企業自らの努力によりコントロールできる目標に、ブレークダウンして適切な指標が設定できるか検証することが必要。

### 【森口委員】

産業別に資源生産性を導入し高度化して検討していくことが重要。

**【吉川委員】**

これまでの資源生産性の向上が、どのような政策の効果により実現してきたかをまずは十分分析すべき。GDPは様々な要因によって変化するため、個々の企業の3Rの取組みが、資源生産性の改善に直接繋がるとは限らないことを考慮すべき。

循環型社会構築の主体の一つは事業者である。企業自らの努力によりコントロールできる分かりやすい目標を設定すべき。